

赤ちゃんが生まれたとき

【保存版】

最終更新日: 令和7年12月

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆すべての人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんが生まれたら出生届を提出してください。 <p>【届出期間】赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内 【届出をする人】父、母、もしくは父母両方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出生届用紙(右側の出生証明書欄に医師の証明が必要です) ・母子健康手帳 	<p>本館1階1番A窓口 市民課 各支所 市民サービス課 各行政センター</p>	<p>市民課 電話:0270(27)2726</p>

関連する手続き一覧

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆マイナンバーカードの申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんのマイナンバーカード申請を希望する場合は出生届に必要事項を記入するか申し出てください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出生届用紙 ※届出右側下の個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書にて申請してください 	<p>本館1階1番A窓口 市民課 各支所 市民サービス課 各行政センター</p>	<p>市民課 電話:0270(27)2726</p>
<p>◆国民健康保険の加入</p> <p>(赤ちゃんの扶養義務者(父母等)が国民健康保険に加入している場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんの資格確認書を交付します。 【届出期間】赤ちゃんが生まれた日から14日以内 ※電子申請による届出ができます。 <p>詳しくは伊勢崎市ホームページ「国民健康保険の手続き」内の「子の出生にともなう手続」の項目を確認してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類 ・世帯主のマイナンバーカード 		<p>国民健康保険課 電話:0270(27)2735</p>
<p>◆出産育児一時金について</p> <p><世帯主の人へ></p> <p>出産育児一時金の直接支払制度を利用して差額の支給がある人と、直接支払制度を利用しない人は申請をしてください。</p> <p>※出産した人が国民健康保険に加入してから6か月未満の場合、または海外で出産した場合は、出産育児一時金の給付について窓口で相談してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主の預金通帳 ・直接支払制度の合意文書 ・領収明細書 ・世帯主及び産婦のマイナンバーカード ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類 	<p>本館1階1番A窓口 市民課 各支所 市民サービス課</p>	<p>国民健康保険課 電話:0270(27)2737</p>
<p>◆国民健康保険税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税は月割となりますので、赤ちゃんが生まれた月から課税されます。国民健康保険税の納税通知書は、翌月以降に世帯主宛に送付します。 			
<p>◆国民健康保険の被保険者の人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険に加入している人が子を出産した場合、産前産後期間に係る国民健康保険税が免除になる制度があります。免除を受けるためには、原則として市に届け出る必要があります。出産予定日の6か月前から届出できます。 <p>※出産前に届出済の場合は改めての届出は不要です。 ※電子申請による届出ができます。</p> <p>詳しくは伊勢崎市ホームページ「産前産後期間の国民健康保険税の免除制度」を確認してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類 ・世帯主及び産婦のマイナンバーカード 		<p>国民健康保険課 電話:0270(27)2736</p>
<p>◆国民年金加入中の人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金に加入している第1号被保険者の人が子を出産した場合、産前産後期間に係る国民年金保険料が免除になる制度があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子健康手帳 ・マイナンバーカード ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・来庁者の本人確認書類(顔写真付き1点または顔写真なし2点) 	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話:0270(27)2741</p>
<p>◆福祉医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療費の助成を受けるための受給資格者証(ピンク色)を発行します。 <p>電子申請することができます。伊勢崎市ホームページから「出生した子どもの福祉医療費受給資格者証の電子申請」と検索し、申請フォームから手続きしてください。受給資格者証は後日送付されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんの加入の健康保険の情報が記載された書面または画面等 ※赤ちゃんの加入の健康保険の被保険者が1月1日に伊勢崎市に住まいがない場合または、被保険者の住所が伊勢崎市にない場合は担当課にお問い合わせください。 	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話:0270(27)2740</p>
<p>◆児童手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の申請をしてください。申請は出生日の翌日から15日以内にしてください。 <p>※公務員(独立行政法人等勤務の人を除く)は勤務先で申請してください。</p>	<p>《はじめて申請する人》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求者名義の預金通帳 ・請求者および配偶者のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・来庁者の本人確認書類(運転免許証等) 《現在受給している人》 ・来庁者の本人確認書類(運転免許証等) ※詳しくは窓口でお問い合わせください。 	<p>東館2階28番窓口 子育て支援課 各支所 市民サービス課</p>	<p>子育て支援課 電話:0270(27)2750</p>
<p>◆出産祝金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3子以上を出産した人で、第1子と第2子を現在も養育している人は該当する場合があります。担当窓口にて相談してください。 <p>【申請期間】赤ちゃんが生まれた日から90日以内</p>	<p>窓口でおたずねください。</p>		

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合または正しく変更手続きが取られている場合に限り利用可能です